

奈良県立大学履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立大学学則（以下「学則」という。）第4章の規定により、教育課程及び履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 授業科目は、学則第18条に従い、リベラルアーツ、語学科目、コモンズ基礎科目、コモンズ専門科目、ゼミとし、授業科目の単位数及び配当年次は、別表1のとおりとする。

(単位の修得)

第3条 学生が修得しなければならない単位は、前条に定められた授業科目の区分に応じて、別表2に定められた単位を含め124単位以上とする。

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

(授業時間割)

第10条 授業時間割は、毎学年の始めに編成し、発表する。

2 授業時間は、1日5講時とし、時間帯を次のとおりとする。

- (1) 第1時限目は、9時00分から10時30分まで
- (2) 第2時限目は、10時40分から12時10分まで
- (3) 第3時限目は、13時00分から14時30分まで
- (4) 第4時限目は、14時40分から16時10分まで
- (5) 第5時限目は、16時20分から17時50分まで

(履修登録)

第11条 学生は、履修しようとする授業科目を選択し、学長が定める期日までに履修登録をしなければならない。

2 履修登録後の授業科目の変更及び追加については、学長が定める履修登録

変更期間中に行わなければならない。

(履修の禁止)

第12条 学生は、次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 履修登録をしていない授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目
- (3) 1年次及び2年次については、自己の属する年次の次の年次以上に配当されている授業科目
- (4) 基礎ゼミの単位を修得していない者についてはコモンズゼミⅠを履修することができない。
- (5) コモンズゼミⅠの単位を修得していない者についてはコモンズゼミⅡを履修することができない。
- (6) コモンズゼミⅡの単位を修得していない者についてはコモンズゼミⅢを履修することができない。

(履修登録の制限)

第13条 学生が、1年度の間履修登録できる単位数は、1年次から4年次までそれぞれ48単位とする。

(夜間配当科目の履修)

第14条 (削除)

(試験)

第15条 試験は、定期試験及び追試験とする。なお、随時に試験を行うことがある。

- (1) 定期試験は、学期末に行う試験とし、その日程は、概ね2週間前に発表する。
 - (2) 追試験は、病気その他やむを得ない事情のために定期試験を受験できなかった者に対して行う試験とし、その期日は、随時発表する。
- 2 学生が試験場において不正行為をしたときは、学則第35条の規定により懲戒処分を行うことがある。

(成績評価)

第16条 成績の評価は、原則として定期試験を受験した者に対し、試験の成績等を総合して判定する。なお、演習、実技等を伴う授業科目の成績の評価は、学習態度及び随時試験で行う場合がある。

2 成績の表示は、秀・優・良・可・不可・認の6種の評語をもって表し、その基準は、次のとおりとする。

- (1) 秀 (G P 4) : 100点から90点まで
「到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績」
- (2) 優 (G P 3) : 89点から80点まで

- 「到達目標を十分に達成できている優れた成績」
- (3) 良 (G P 2) : 79点から70点まで
「到達目標を達成できている成績」
- (4) 可 (G P 1) : 69点から60点まで
「到達目標を最低限達成できている成績」
- (5) 不可 (G P 0) : 59点以下
「到達目標を達成できなかった成績」
- (6) 認 : 点数化ができない成績

(既修得単位の認定)

第17条 他大学等における既修得単位の認定方法等については、別に定める。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年3月31日以前から奈良県立大学に在学している学生に係る成

績評価については、第16条第2項の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年3月31日以前から奈良県立大学に在学している学生に係る履修登録の制限については、第13条の規程にかかわらず、従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。